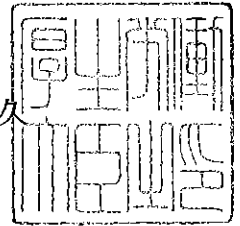


厚生労働省発食1105第4号
平成27年11月5日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について意見を求めたことの下取りげについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成19年8月2日付け厚生労働省発食安第0802001号をもって貴委員会の意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

プロテイングルタミナーゼ

